

定 款

特定非営利活動法人あんしんらいふ

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人あんしんらいふと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区上大崎2丁目9番6号 205に置く。

(目的)

第3条 当法人は、広く一般市民を対象とし、高齢者や障害者等に対する身元保証の引き受けをはじめとする日常生活支援及び死後の事務処理、葬儀並びに相続に関する相談等を行うことにより、高齢者及び障害者等の福祉の充実並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 福祉施設、賃貸住居及び病院等で必要となる身元保証人の引受事業
(2) 福祉施設、賃貸住居及び病院等への入居時の生活支援事業
(3) 福祉、介護、医療及び法律等についての情報提供及び相談事業
(4) 相続及び葬儀その他死後の事務処理に関する事業並びに情報提供及び相談事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。
(1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第12条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 役員は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(役員任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当する場合には、役員は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第18条 当法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 会員の除名

- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき

（総会の招集）

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の議決があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第26条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 第13条第5項第5号に基づき監事から招集があつたとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条、第34条第2項及び第36条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面若しくは電磁的方法表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 当法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 当法人の会計は、特定非営利法人活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 当法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第50条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第51条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第52条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長がこれを定める。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 岡 野 正 行 |
| 副理事長 | 田 中 裕 晃 |
| 理 事 | 熊 木 聖 子 |
| 監 事 | 篠 原 一 彰 |
- 3 当法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。
- 4 当法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和2年10月31日までとする。
- 5 当法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | | |
|---------|------------|--------|-------------|----|
| (1) 入会金 | 正会員（個人・団体） | 5,000円 | 賛助会員（個人・団体） | 0円 |
| (2) 年会費 | 正会員（個人・団体） | 0円 | 賛助会員（個人・団体） | 0円 |